

日本離婚再婚家族と子ども研究学会 委員会規程

第 1 条 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会の委員会は、本規程の定めるところによる。

第 2 条 本会にその事業遂行のため、次の常設委員会を置く。

- (1) 企画委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 広報委員会

第 3 条 本会の研究大会を実行するために、大会ごとに大会実行委員会を置く。

第 4 条 各委員会の任務、任期、定員等は、各委員会の規程で定める。

第 5 条 本会において検討の必要な事項が生じた場合には、理事会の判断で、臨時委員会（ワーキンググループ）を置くことができる。

第 6 条 学会規約 9 条の除名事由の有無等について調査の必要が生じた時は、倫理規定第 5 条に基づき、倫理委員会を設ける。

第 7 条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規程は、2022 年 12 月 1 日から施行する。